

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、観音寺市逆瀬池土地改良区から  
役員の退任について次のとおり届出があった。

平成20年8月12日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	安藤 進	観音寺市栗井町1771番地1	平成20年7月4日